

令和2年8月21日

保険薬局 各位

一般社団法人 京都府薬剤師会
薬局業務委員会

【重要】

健康保険のオンライン資格確認について（その2） ～ 顔認証付きカードリーダー【無償提供】の申込開始 ～

健康保険証の資格確認を即時で行うオンライン資格確認が令和3年3月から開始されます。

オンライン資格確認は、マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーで読み取ることや健康保険証、処方箋に記載されている被保険者番号等を入力することで、リアルタイムでオンラインによる資格情報の確認が可能となります。

また、オンライン資格確認開始に向け、医療機関・薬局の初期導入にかかる費用を支援するため「医療情報化支援基金」が設置されております。この基金により、顔認証付きカードリーダーの本体は無償提供となりますが、本システムの導入については、各保険薬局にて採用されているレセプトコンピュータ（以下、レセコン）ベンダーが対応される必要があります。それに係る費用の一部も当該基金にて補助されますが、各薬局での負担金も生じます。必ず先にご採用されているレセコンのベンダーへ、本システムの導入を検討している旨の連絡をしていただきますよう、お願い致します。

この顔認証付きカードリーダーがこの8月7日より申込が開始されました。この申込みは、本基金に設置されたポータルサイト（アカウント登録が必要）から行っていただきますようお願いいたします。

顔認証付きカードリーダーの申込、アカウント登録は、下記のポータルサイトから行ってください。

<https://www.iryohokenjyoho-portal.jp/>

尚、このポータルサイトでは動画による解説、Q&A等掲載されています。

オンライン資格確認導入における主なメリットは次のとおりです。

1. 保険者間調整により、資格過誤によるレセプトの返戻が減少する。（全医療機関・薬局が対象）
2. マイナンバーカードによる認証では、これまで手入力していた患者氏名、生年月日、被保険者番号、住所などの情報が自動でレセプトコンピュータ等に取り込まれる。
3. 更にマイナンバーカードを利用し患者が同意すれば、レセプト情報を基に過去3年分の薬剤情報を閲覧することも可能になる。
4. 健康保険証・処方箋では、被保険者番号等の入力を行い、有効な場合は同様に資格情報を読み取ることができる。
5. 限度額情報を取得でき、患者は限度額以上の医療費を窓口で支払う必要がなくなる。など

令和3年3月から患者がマイナンバーカードを保険証の代わりに持参される場合があります、その体制整備を行っておく必要があります。

当会としては将来的にこの基盤が利用されていくことも視野に、オンライン資格確認導入を勧めております。

以上